平成 22 年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成22年3月31日公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。) 第 7 条第 1 項の規定に基づき,事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

2 事後評価の対象

(1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は,以下のとおりとする。

なお,以下の施策等は,計画策定時点におけるものであり,施策等の実施 状況その他状況の変化により,追加・変更があり得る。

ア 迅速かつ実効性のある法運用

審判手続(平成 21 年度)(実績評価) 企業結合の審査(平成 21 年度)(実績評価,総合評価) 独占禁止法違反行為に対する措置(平成 21 年度)(実績評価)

イ 公正な取引慣行の推進

取引慣行等の実態把握・改善(総合評価) 事業活動に関する相談・指導(総合評価) 中小企業を取り巻く取引の公正化(総合評価) 下請法違反行為に対する措置(平成21年度)(実績評価)

ウ 競争環境の整備

競争政策の普及啓発(総合評価) 競争政策に関する論理的・実証的基礎の強化(総合評価) 規制改革後の市場の機能の監視(総合評価)

- (2) 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象には該当するものは ない。
- (3) 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象には該当するものは ない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については,「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成20年4月1日施行)に基づき,以下の項目を明らかにし,計画的に事後評価を実施することとする(計画内容は別紙1及び2参照。)。

- (1) 評価対象(具体的内容)
- (2) 目標 (達成時期), 位置付け・目的
- (3) 評価実施時期
- (4) 政策効果の把握手法等,評価項目

以上

実績評価の対象となる施策一覧

施策:迅速かつ実効性のある法運用

	担当課	評価対象 (具体的内容)	目標(達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
1	審決訟務室	審判手続(平成 21 年度) 審判手続は,独占禁止法違反行為に対する 排除措置命令等の原処分の適否及び適法性を 再審理する事後手続(平成 1 7年独占禁止法 改正法による法改正前の独占禁止法に基づく 審判手続は,公正取引委員会による行政処分 である審決が行われる前に当事者〔審査官及 び被審人〕が違反行為の有無等について主 張・立証を行う事前手続)であり,公正取引 委員会は,この手続を経て,審決を行う。	独占禁止法違反行為に対する排除措置命令等の原処分を維持,取り消し又は変更する審決(平成17年独占禁止法改正法による法改正前の独占禁止法に基づく審判手続においては,独占禁止法違反行為に対する行政処分である審決)を行うに当たって,当該行政処分の名あて人の利益が不当に損なわれないよう,当該行政処分の手続の適正を確保することにより,公正かつ自由な競争を維持・促進する。 【各年度】	平成 22 年度下半期	審判手続開始の件数 審判係属件数 審決件数 審判事件の審理期間 審決取消訴訟での 審決取消し件数
2	企業結合課	企業結合の審査(平成21年度) 企業結合行為(株式所有,合併,事業譲受け等)について,提出された報告や届出,事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い,競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また,企業結合の透明性を高めるため,主要な企業結合事例の公表等を行う。	企業結合に対して迅速(第1次審査については 90 ては 30 日以内,第2次審査については 90 日以内)かつ的確な審査を行い,一定の取引 分野における競争を実質的に制限すること となる企業結合を防止することにより,公正 かつ自由な競争を維持・促進する。 【各年度】		届出・報告等の処 理件数 事前相談案件の処 理に要した日数 公表事例の件数, 内容等 企業結合事案の処 理によって保護され た消費者利益

	担当課	評価対象 (具体的内容)	目標(達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
3	管理企画課	独占禁止法違反行為に対する措置(平成21年度) 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査,事情聴取等)を行い,違反行為が認められた場合には,排除措置命令を行うほか,警告等の必要な措置を講ずる。	独占禁止法に違反するカルテル,入札談合,不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速(小売業にかかる不当廉売事件について2か月を目途)に対処し,これらを排除することにより,公正かつ自由な競争を維持・促進する。 【各年度】		法的措置を行った 違反事件の内理件 数 課

施策:公正な取引慣行の推進

	担当課	評価対象 (具体的内容)	目標(達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
4	下請取引 調査室	下請法違反行為に対する措置(平成21年度) 書面調査等により情報を収集し,下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査 (実地調査,招致調査等)を行い,違反行為 が認められた場合には,必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導) を講ずる。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延,減額等の違反行為に対して厳正かつ迅速(処理期間6か月以内を目途)に対処し,これらを排除することにより,下請取引の公正化を図るとともに,下請事業者の利益を保護する。 【各年度】	平成 22 年度上半期	勧告等を行った違 反事件の内容 違反事件の処理件 数 違反事件の処理期 間等 日刊新聞報道量

総合評価の対象となる施策一覧

施策:迅速かつ実効性のある法運用

	担当課	評価対象 (具体的内容)	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
1	企業結合 課	企業結合の審査 テーマ:企業結合審査における問題解消措置 企業結合行為(株式所有,合併,事業譲受け 等)について,提出された届出,事前相談等 に基づいて当該企業結合について審査を行 い,競争を実質的に制限することとなる企業 結合を防止する。	企業結合に対して迅速かつ的確な審査を 行い,事案によっては当委員会が問題解消措 置を講じることを前提として,当該企業結合 行為を問題なしと判断することで,一定の取 引分野における競争を実質的に制限するこ ととなる企業結合を防止することにより,公 正かつ自由な競争を維持・促進する。	平成 22 年度下半期	過去の問題解消措置 事例について,企業結 合後の市場の状況の 分析,当事会社からの とし,当該措置がける し,引引を実定の 取争を業結合の を業結合であいて する として する であいて する ない する

施策:公正な取引慣行の推進

	担当課	評価対象 (具体的内容)	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
2	取引調査	取引慣行等の実態把握・改善 テーマ:広告業界の取引実態に関する調査 広告業界の取引実態について競争政策の観 点から調査を行い,競争政策上問題となるお それのある取引慣行等がみられた場合には, その旨を指摘して自主的な改善を促すととも に,その調査結果を公表する。	広告業界の取引実態に関する調査を実施することにより,独占禁止法上問題となるおそれのある行為を関係事業者に認識してもらうとともに,独占禁止法違反行為の未然防止を図り,広告業界における公正かつ自由な競争を維持・促進する。	平成 22 年度下半期	平成 17 年度の広告 業界の実態調査による 指摘事項の改告業別の 事業するので 事業するので 事業するので である。 であるので であるので であるので であるので であるので であるので であるので であるので であるので であるので である。
3	相談指導室	事業活動に関する相談・指導 テーマ:独占禁止法相談ネットワークの取組 全国の商工会議所・商工会の相談窓口において独占禁止法・下請法に関する相談を受け付け,公正取引委員会に取り次ぐ独占禁止法相談ネットワークを平成10年に構築し,これまで取り組んできている。	中小企業にとって身近な全国の商工会議所・商工会の相談窓口において独占禁止法・下請法に関する相談を受け付け,公正取引委員会に取り次ぐことにより,中小企業及びその団体が独占禁止法・下請法に関する相談・苦情等をより容易に行えるようにし,中小企業等からの相談に適切に対応することで,独占禁止法違反行為等の未然防止及び取引の公正化の一層の推進を図る。	平成 22 年度上半期	商工会議所・商工会 等に対するアート 調査,これまでの取組 の実施状況の検証法相 説で,独占禁止の取組 が,中小企業等はの独占 禁止は談・苦情等の を もったかな に で の で が の で が の を が の を が の を が の を が の を の を り の り の り の り の り の り の り の り の

	担当課	評価対象 (具体的内容)	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
4	企業取引課	中小企業を取り巻く取引の公正化 テーマ:下請法に関する相談・指導 事業者等からの下請法に関する相談に回答 するとともに必要に応じて問題点の指摘や是 正指導(下請取引調査室の所掌に属するもの を除く。)を行う。	事業者等からの相談に適切に対応することにより,下請法違反行為の未然防止及び下請取引の適正化の推進を図る。	平成 22 年度下半期	事業者等からの相談のは、事業者等からの相談のは、事業を表して、事では、事では、事では、事では、事では、事では、事では、事では、事では、事では

施策:競争環境の整備

	担当課	評価対象 (具体的内容)	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
5	官房総務課	競争政策の普及啓発 テーマ:公正取引委員会の広報活動 独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動内容等について,報道発表やホームページ 等による広報を行う。	独占禁止法等の内容と公正取引委員会の 活動について広く国民に情報提供を行うと ともに,国民各層とのコミュニケーション を通じて意見・要望を把握することを通じ て,競争政策に対する国民的理解の増進を 図り,もって,事業者及び事業者団体によ る独占禁止法等の違反行為の未然防止と今 後の競争政策の有効かつ適切な推進を図 る。	平成 22 年度上半期	ウェブアンケート調査,報道量の効果測定等により,競争政策に対する国民的理解の増進を図るために広報・広聴活動が有効であったかについて評価する。
6	経済調査 室	競争政策に関する論理的・実証的基礎の強化 テーマ:共同研究の実施,公開セミナー,シ ンポジウムの開催 公正取引委員会職員と外部の研究者や実務 家との協働による共同研究等を行い,独占禁 止法及び関連する法律の執行や競争政策の企 画・立案・評価を行う上での理論的な基礎を 強化するための活動を推進する。 また,そのような活動等について,一般の 方に情報発信し討議するための公開セミナー を開催するとともに,国内外の学識経験者等 と知の共有を図るための国際シンポジウムを 開催する。	公正取引委員会職員と外部の研究者や実 務家とが機能的・持続的に調査・研究において協働する仕組みを構築し発展させることにより,独占禁止法及び関連する法律の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的な基礎を強化することを図る。	平成 22 年度上半期	共同研究の成果等について、学識経験報について、学識経験会職員等に対してに対してででででは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では

	担当課	評価対象 (具体的内容)	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
7	調整課	規制改革後の市場の機能の監視 テーマ:政策評価における「競争状況への影響の把握・分析等の方法」の普及・定着への取組 政策評価における競争状況への影響の把握・分析(以下「競争評価」という。)の試行的実施の開始にあわせて,競争評価に関する研修の実施,評価手法の開発,各省庁との相談等を通じて,各省庁が競争評価を適切に実施することができるよう支援する。	毎年についてもおみせっしょかとっしょ		各省庁等に対してヒ アリング調査を行い, 当該施策が各省庁によ る競争評価の実施に有 効であったかなどにつ いて評価する。

平成 22 年度政策評価対象施策

【政策】公正かつ自由な競争の促進 【基本目標】 迅速かつ実効性のある法運用 施策1 審判手続(平成21年度)【実績評価】 1 - 2 企業結合の審査(平成21年度)【実績評価】 1 - 2 企業結合の審査(平成21年度)【総合評価】 企業結合審査における問題解消措置 1-3 独占禁止法違反行為に対する措置 公正な取引慣行の推進 施策2

- 2-1 取引慣行等の実態把握・改善【総合評価】 広告業界の取引実態に関する調査
- 2-2 事業活動に関する相談・指導【総合評価】 独占禁止法相談ネットワークの取組
- 2-3 中小企業を取り巻〈取引の公正化【総合評価】 下請法に関する相談・指導
- 2-4 下請法違反行為に対する措置(平成21年度)【実績評価】

施策3 競争環境の整備

- 3-1 競争政策の普及啓発【総合評価】 公正取引委員会の広報活動
- 3-2 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化 共同研究の実施、公開セミナー、シンポジウムの開催
- 3-3 規制改革後の市場の機能の監視 政策評価における「競争状況への影響の把握・分析等の方法」の普及・定着への取組